创建設。這一個



大子町議会基本条例制定(2)~	(9)
正副議長改選・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(10)
常任委員会等構成	(10)



議会の最高規範となる

云基本条例を制

平成26年第4回大子町議会定例 見等をもとに素案を再検討し、 見をいただきました。その御意 となるため、議会及び議員の活 とともに「町民に開かれた議会」 を御説明した中で、 を開催し条例制定への取り組み 祉会館「まいん」で町民説明会 成26年8月28日に大子町文化福 向け先進地視察、 た大子町議会基本条例の制定に 動原則の基本的な事項を規定し 本条例(素案)を策定しました。 条文検討を重ね、 に議会の役割を知っていただく 策定した素案については、平 大子町議会では、 大子町議会基 議員間協議、 貴重な御意 町民の方々

条解説を掲載しましたのでご覧 大子町議会基本条例とその逐

ください。



りです。 2006年に制定したのが始ま を正そうと隣町の栗山町議会が 果たせなかったことを受け、 市の破たんで議会が監視機能を ※議会基本条例は、 北海道夕張

を提出し可決され、

平成26年11

会に議員提出議案として条例案

月28日公布、

同日施行となりま

定又は制定予定となっています。 茨城県では、 約20市町村が制

目次

前文

第 1 章 総則 (第1条

第2章 議会及び議員の活動原則 (第2条-第4条

第3章 町民と議会との関係(第5条―第7条)

(第8条-第12条

第4章 議会と執行機関との関係

第5章 自由討議の保障及び拡大(第13条)

第6章 議会及び議会事務局の体制整備 (第14条 —第 16

第7章 議員の定数、 報酬及び政治倫理(第17条―第19条

最高規範性及び見直し手続(第20条・第21条

附則

第8章

確かな発展、 それぞれの異なる特性を活かし、 という。)とともに、大子町(以下「町」という。)の代表機関である。合 及び少子高齢化社会の到来など激しく変容する時代の潮流の中で、 の向上のために果たすべき議会の役割は増大している。とりわけ、 せるために緊張感を保持し、町民の負託に応える責務が課せられている。 議制の議会及び独任制の町長は、 議会運営を目指して努力しなければならない。 により構成され、同じく町民から選挙で選ばれた大子町長(以下「町長」 地方分権の進展に伴い、地域社会における民主主義の発展及び住民福祉 大子町議会(以下「議会」という。)は、町民から選挙で選ばれた議員 町民に開かれ信頼される議会の確立及び町民との協働による 町にとって最良の意思決定を導くため、 町民の多様な意思を町政に的確に反映さ 町政の 過疎化

命を達成するため、ここに本条例を制定する。 会のあるべき姿を明らかにするとともに、これを遵守し、 ことにより活力及び創造力の豊かな議会を築かなければならない。 そのために、議会は一層の議会改革に取り組み、公平性、 かつ、 透明性など議 実践する この使

解説

り、議会のあるべき姿や進むべき方向を示しています。前文は、この議会基本条例を策定するに当たっての議会の決意表明であ

負託及び信頼に応えていく決意を表しています。の責務を踏まえ、議員自らが議員としての自覚及び見識を持って、町民のとの関係を明らかにするとともに、今後、議会が果たすべき役割及び議員議会の基本理念及び方針を定め、町民との関係及び町長などの執行機関

第1章 総則

(目的)

くりに寄与することを目的とする。割及び責務を明らかにし、町民の福祉の増進及び活力ある豊かなまちづ第1条。この条例は、議会に関する基本的事項を定め、議会及び議員の役

解説

第1条は、本条例の目的を定めています。

この目的を全ての議員が共有し、活動します。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

会を目指すものとする。第2条 議会は、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、町民に開かれた議

- きるよう町民参加の機会の確保に努めるものとする。 2 議会は、町民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に適切に反映で
- るものとする。
 3 議会は、町政が適正かつ効率的に運営されているかを監視し、評価す
- 組むものとする。
 4 議会は、議員相互の自由な討議を行い、政策立案及び政策提言に取り
- 5 議会は、町民の傍聴の意欲が高まる議会運営に努めるものとする。

ものとする。 6 議会は、議会内での申合せ事項を遵守し、必要に応じて見直しを行う

解説

第2条は、議会の活動原則を定めています。

そのために、町民の多様な意見を把握する機会の確保に努めること、及います。 で果たさなければなりません。とりわけ、行政の適正な執行を確保するに 議会と町長は、相互に対等な関係にあり、自治体運営の車の両輪として 議会と町長は、相互に対等な関係にあり、自治体運営の車の両輪として は、町長の事務執行を監視する議会の役割が重要になります。 は、町長の事務執行を監視する議会の役割が重要になります。 は、町長の事務執行を監視する議会の役割が重要になります。 は、町長の事務執行を監視する議会の役割が重要になります。 は、町長の事務執行を確保するに は、町長の事務執行を確保するに は、町長の事務執行を確保するに は、町長の事務対でをは、町長の事務が に、しかも公平・効率的に、そして民主 は、町長の事務対でを関係な言見を把握する機会の確保に努めること、及

(委員会の活動原則)

していくことを定めています。

び議員相互の討議を十分に尽くすことにより議会自らの政策提言能力を高

めるとともに、町民の代表にふさわしい、身近で開かれた議会運営を目指

応じて町民に対する説明会、懇談会等を開催するものとする。 2 委員会は、審査の経過、所管する行政課題等を説明するため、必要にその所管に属する議案審査、事務調査及び請願又は陳情(以下「請願等」という。)の審査を充実させ、その機能を十分に発揮しなければならない。任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)は、第3条 大子町議会委員会条例(平成4年大子町条例第18号)に定める常

解説

委員会による説明会、懇談会等の開催は議会報告会に含みます。性を高めるとともに詳細な議論を尽くすための委員会運営を定めています。第3条は、委員会の設置目的に応じたその専門性を十分に生かし、機能

、議員の活動原則

ることを十分認識し、議員相互の あること、及び合議制の機関であ 議論を尽くすよう努めるものとす 自由な討議を重んじるとともに、 議員は、議会が言論の府で

- 2 議員は、町政の課題について必 映させるものとする。 な意見を的確に把握し、 要な調査研究を行い、 町民の多様 町政に反
- 3 町民全体の福祉の向上を目指して 活動するものとする。 議員は、議会の構成員として、
- 動をするものとする。 もって町民の代表にふさわしい活 断の研さんに努め、高い倫理性を 議員は、自己の能力を高める不



解説

第4条は、 議員としての責務を果たしていくための活動の原則を定めて

かにしています。 であるという観点から議員としての品位の保持と資質の向上について明ら 議員は、特定の地域、団体又は個人の代表ではなく、町民全体の代表者

様な町民の意見を把握することにより、最適な議会運営ができるよう一人 人の議員の職務の遂行を定めています。 また、合議制の機関を構成する議員の立場から広範な情報を収集し、 多

第3章 町民と議会との関係

(町民参加及び町民との連携

第5条 説明責任を果たさなければならない。 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開し、 町民に対する

- ジ等(以下「広報紙等」という。)により公表するものとする。 議会は、重要議案に対する各議員の賛否を議会広報紙、 町ホームペー
- 3 公聴会制度及び参考人制度の活用に努めるものとする。 議会は、専門的知見又は政策的識見を議会の審議等に反映させるため、
- 議会は、請願等を町民の政策提案と位置付け、その審議においては、
- 提出者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

解説

と、及び法律に基づく公聴会制度や参考人制度の活用を定めています。 政治責任をより一層明確に定めています。 第5条は、議会として有する情報を積極的に発信し説明責任を果たすこ 町民参加を促す前提となるのが正確・迅速な情報の公開です。 また、議案に対する議員個人の賛否を明らかにすることにより、議員の

公聴会制度及び参考人制度

○公聴会制度…本会議及び委員会において、予算その他重要な議案、 意見を聴く制度です。 等の審査に当たり、公聴会を開き、利害関係者又は学識経験者等からの 請

○参考人制度…本会議及び委員会において、町の事務に関する調査又は審 聴く制度です。 査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を

(議会報告会)

第6条 議会は、町民に対して議会活動の状況を報告するとともに、 の多様な意見を聴く機会の場とするため、議会報告会を開催するものと 町民

2 議会報告会について、 必要な事項は別に定める。

意見を聴く場の一つとして議会報告会を定めています。 報告すること、及び議会として町政等の課題全般について、 第6条は、議会活動 (定例会・臨時会・常任委員会等) の状況を町民に 町民の多様な

議会報告会の開催要綱は、 別途策定します。

議会広報の充実

第7条 議会は、 を町民に発信し、議会及び町政に対する関心を高めるよう努めるものと 広報紙等の広報手段を用いて議会活動に係る重要な情報

【解説

います。 第7条は、 町民に対する情報公開の一つである広報紙等の充実を定めて

送・録音放送)、 広報紙等の広報手段には、FMだいごによる議会放送 及びインターネット配信も含まれます。 (一般質問の生放

第4章 議会と執行機関との関係

、議会と町長等との関係

第8条 いう。)と常に適正な緊張関係を保持するものとする。 議会は、町長その他の執行機関及びその職員 (以下「町長等」と

2 を明らかにするため、 本会議における議員の一般質問は、 一問一答方式で行うことができるものとする。 町政の課題に関する論点及び争点

> 3 問することができる。 質問に対し、その論点を整理するため、議長又は委員長の許可を得て反 議長から本会議及び委員会に出席を要請された町長等は、議員からの

解説

きることを定めています。 傍聴に際しても、 更に、本会議の議員の一般質問において、 第8条は、議会と町長等との間の適正な緊張感の確保を定めています。 より理解が深まるよう「一問一答方式」で行うことがで 議論の論点をより深め、 町民の

理をするための反問(質問)する権利を定めています。これにより、 また、 分かりやすく、しかも責任ある発言が求められます。 本会議及び委員会における議員の質問に対し、 町長等が論点の整 議員

は

説明責任を首長に課したからには、反問権を与えなければフェアではない 査したうえで、 との考え方から設けられています。したがって、議員も質問事項を十分精 え方から、首長等に反問権を与えている議会が増えています。政策過程の 近年、議会が議論の場であるために、双方が質問できて当たり前との考 政策論争に臨まなければなりません。

(重要政策等の形成過程の説明

第 9 条 とする。 め、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるもの の議案が提案されたときは、審議を通じて重要な政策等の評価をするた 議会は、重要な政策、計画、事業等(以下「重要な政策等」という。)

- 重要な政策等を必要とする事由及び背景
- 提案に至るまでの経緯
- 他の市町村の類似する政策との比較検討
- 大子町総合計画との整合性
- (6) (5) (4) (3) (2) (1) 財源措置

関係する法令、

条例等

(7)将来にわたる効果及び費用

求めることができる。について、町長に対し、前項の規定に準じた報告を全員協議会において2 議会は、前項に定めるもののほか、重要な政策等以外の計画及び事業

解説

を明らかにできる情報を町長に対し求めることを定めています。第9条は、議会において重要な政策等の議論を行うため、その決定過程

例で定めるとしています。

の評価につながります。
わたってのコスト等について説明を求めることにより、提出される政策等の整合性、関係する法令や条例との関係、実施に当たっての財源や将来にるためです。政策等を必要とする事由・背景及び経緯、大子町総合計画とこれは、議会審議における公正性・透明性の確保及び論点の明確化を図

を求めることを定めています。また、重要な政策等以外の計画、事業についても、全員協議会での報告

(予算又は決算における説明資料)

すい施策別又は事業別の説明資料を町長に求めるものとする。第10条 予算又は決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて分かりや

解説

し求めることを定めています。 第10条は、予算又は決算の審議の際、分かりやすい説明資料を町長に対

(議決事件)

成26年大子町条例第19号)で定めるものとする。 会が議決すべき事件は、大子町議会の議決すべき事件を定める条例(平第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議

解説

第11条は、この規定を根拠に、大子町議会の議決すべき事件を定める条条第2項では、条例で議会の議決事件を拡大できると規定しています。等の15項目が地方自治法第96条第1項において規定されています。更に同議会の議決する事件は、条例の制定又は改廃、予算の議決、決算の認定

的で透明性の高い行政を進めることができます。り議会と町長が町民に対する責任をともに担い、町民の視点に立った計画形成機能等を高め、議会の責任を果たしていくことを目的とし、これによることを意味しています。議会の行政に対する監視機能・調査機能・政策議決すべき事件の拡大は、重要な事項を議会の議決を要する事項に加え

大子町議会の議決すべき事件を定める条例(抜粋)

会の議決すべき事件を定めるものとする。第1条(この条例は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、大子町

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- 1 大子町総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止
- 次官通知)に定める定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協② 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務

(災害発生時の対応)

定の廃止を求める旨の通告

解説

害対策に万全を期することを定めています。 第12条は、大子町災害対策本部が設置されたときは、本部と協力して災

議会の災害時の行動マニュアルは、別途策定します。

第5章 自由討議の保障及び拡大

3条 義会よ、義会の会義が義(自由討議の保障及び拡大)

第13条 議会は、議会の会議が議員のとする。

- 形成に努めるものとする。で、議案、請願等を審議し、又はな討議により議論を尽くして合意な討議により議論を尽くして合意
- 努めるものとする。
 の議案提出を積極的に行えるようの議案提出を積極的に行えるよう。



解説

めています。合うことによって、議員自ら条例・意見書等の議案提出に努めることを定合うことによって、議員自ら条例・意見書等の議案提出に努めることを定更には、自由討議を積極的に推進し、議員間において多様な意見を出し

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修)

例の理念を浸透させるための研修を行わなければならない。第14条 議会は、議員に対し、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条

修の充実強化を図るものとする。
2 議会は、議員の政策立案及び政策提言能力を向上させるため、議員研

識を取り入れるよう努めるものとする。
3 議会は、前項の議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門的知

解説

(議会事務局の整備)

に行うため、議会事務局の機能の充実及び体制整備を図るものとする。第15条 議長は、議会の政策活動を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的

解说

法務機能の充実及び体制整備を図ることについて定めています。 第15条は、議会活動を円滑かつ効率的に行うための議会事務局の調査・

割を担っています。を発揮し、効果的・効率的な議会運営が行えるよう議会活動を補助する役を発揮し、効果的・効率的な議会運営が行えるよう議会活動を補助する役譲会事務局は、議会に関する事務を執行するとともに、議会がその機能

(議会図書室)

実に努めるものとする。 第16条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の整備及び充

解説

います。 第16条は、議会図書室を整備させること、及び充実させることを定めて

保管して置かなければならない」と規定しています。図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を地方自治法第100条第19項は「議会は、議員の調査研究に資するため、

第7章 議員の定数、報酬及び政治倫理

(議員定数)

条例第50号)に定めるものとする。第17条 議員定数については、大子町議会議員定数条例(平成12年大子町

く町民の意見を聴くものとする。他の市町村との比較並びに将来の予測、展望等を考慮するとともに、広2 議員定数の改正に当たっては、人口、財政状況、町政の現状及び課題、

解説

るものとしています。 第17条は、議員の定数については、大子町議会議員定数条例の定めによ

すると定めています。較検討など、長期的・多面的な見地とともに、広く町民の意見を聴き考慮口、財政状況、町政の現状・課題及び他の市町村(類似自治体等)との比及び役割を担保することを前提に、単に行政改革等の視点だけでなく、人議員定数の改正は、法令及び本条例で定める議会活動並びに議会の機能

議員報酬

に関する条例(昭和31年大子町条例第27号)に定めるものとする。第18条 議員報酬については、大子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等

に、広く町民の意見を聴くものとする。 給される給与の状況、他の市町村の動向、財政状況等を考慮するととも 議員報酬の改正に当たっては、町の常勤特別職及び一般職の職員に支

解説

弁償等に関する条例の定めによるものとしています。 第18条は、議員の報酬については、大子町議会議員の議員報酬及び費用

議員活動への対価であり、多岐にわたる議員活動を反映するものとして定議員は、町の意思決定等について町民を代表しています。議員報酬は、

めなければなりません。

多面的な見地とともに、広く町民の意見を聴き考慮すると定めています。の状況、他の市町村(類似自治体等)の動向及び財政状況等など、長期的・議員報酬の改正は、町の常勤特別職及び一般職の職員に支給される給与

(政治倫理)

公正に職務を遂行するものとする。 大子町政治倫理条例(平成19年大子町条例第6号)を遵守し、誠実かつ第19条 議員は、町民の代表者として品位及び名誉を損なう行為を慎み、

解説

いことから定めています。ん。特定の利益の実現を求めて公共の利益を損なうことがあってはならなん。特定の利益の実現を求めて公共の利益を損なうことがあってはならなくことなく、町民の負託に値する高い倫理的義務に徹しなければなりませ、議員は、その活動の公正を確保し、職責による行為で議会への不信を招第19条は、議員としての政治倫理的義務について定めています。

第8章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

の趣旨及び規定に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。第20条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例

解説

図り、その趣旨に反してはならないと定めています。るとともに、議会に関する他の条例等の制定・改廃は、本条例との整合を第20条は、本条例が議会運営における最高規範であることを明らかにす

(見直し手続)

委員会において検証するものとする。 第21条 議会は、この条例の目的が達成されているかについて、議会運営

のとする。
要があると認めるときは、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるも
2 議会は、前項の規定による検証の結果及び町民からの意見により、必

解説

しています。検証することを定めています。その検証結果は、全員協議会に諮ることと検証することを定めています。その検証結果は、全員協議会に諮ることと第11条は、本条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で、常に

切な措置を行うことを定めています。(検証の結果、あるいは町民の意見により改正が必要となったときは、適

附則

この条例は、公布の日から施行する。





制スタート

忠一議員が第3代副議長に 野内健一副議長からの辞職 就任しました。また、同日、 就任されました。 の申し出が受理され、 年12月16日に開催され、 議会第4回臨時会が平成26 木陸郎議員が第3代議長に 12月15日付で辞職されたこ 好 信議長が平成26年 平成26年大子町 齋藤

タートしました。 副議長による新体制がス 鈴木陸郎議長、 齋藤忠

議長就任あいさつ



鈴木陸郎議長

副

心から感謝申し上げます。 かいご指導、ご支援を賜り をお迎えのことと存じま 町民の皆様には佳き新春 日ごろは、 町議会に温

このたび、

第30代大子町

応 性化など待ったなしの課題 ころでございます。 身をもって痛感していると 選出され、 において大子町議会議長に な資源 に直面しております。豊か おいては、人口減少への対 など)を持つ大子町には 昨 少子高齢化、 年12月16 (観光、農業、 責任の重大さを 日の臨時議会 地域の活 本町に 林業 可

でまいります。 議会一丸となって取り組ん を提案し、 会基本条例制定に伴い、「学 ぶ議会」、「行動する議会」 議会改革については、 課題解決に向け 議

議長就任あいさつ

齋藤忠

副議長

能性があります。

せ、 町民の声を町政に反映さ 議員といたしまして、この た議会基本条例を遵守し、 して提案し成立いたしまし ほど議会に議員提出議案と めてまいります。また、一 議会の名に恥じないよう努 所存でありますとともに、 佐することでございますの 責任の重さを実感しており 議会副議長に就任いたしま した齋藤忠一です。 副議長の職は、 活力のある、 しっかりと任に当たる 誰もが幸 議長を補

いたします。 になるように努めてまいり 上に議員同士の政策論議を た議会、更には力強い議会 そのためには、今まで以 よろしくお願 町民に開かれ

総務委員会

岡

友 晴

義

信 藤

夫

構成に一

部変更がありまし

伴い正副委員長及び委員の

(10)

改めて 大子町議会では、

るため、 を兼任しないこととしてい 長は各委員会の正副委員長 正副議長の改選に 正副議

> 伴い、 議員

> > 新委員長に中郡一

(前副委員長)、

副委 彦 木陸郎委員長の議長就任に

産業建設委員会では、

		. ;
Į	会	7
	_	1
	人	
	彦	- E
	晴	
	健	
		j

れました。また、常任委員 員長に藤田健議員が選出さ

会委員長が議会運営委員に

会	議会	会運営	営委員	会
人	菊	池	靖	_
弘	金	澤	眞	人
_	中	郡	_	彦
克	藤	田	友	晴
_	藤	田		健
ます	_			

女厚生	上委員	会	議会	会運営	営委員	会
澤	眞	人	菊	池	靖	_
藤	正	弘	金	澤	眞	人
池	靖	_	中	郡	_	彦
田	敏	克	藤	田	友	晴
内	健	-	藤	田		健

した。

(変更者=太字ゴシック)

員が新たに委員に加わりま

なることから、

中郡一彦議

忠 吉 成 好 信 岡 E 稔 小 林 秀 次 野 Ī 正副議長が委員外委員として出席します。

彦

健

郎

員 齋 藤

藤 田

桜

大 森 勝

委員長

副委員長

委

藤 田 ※議会運営委員会には、

目指してまいります。

せを実感できる町づくりを

産業建設委員会

郡

田

木 陸

中

鈴

委 委 委



大子町議会広報委員

文教

金

佐

菊

副委員長 委 員 長 金 澤 田 眞 人稔

員 池

員 菊 大

田 勝 郎晴夫

森

友

員

員

忠

陸